

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月28日
【事業年度】	第44期(自平成18年4月1日至平成19年3月30日)
【会社名】	ウシオ電機株式会社
【英訳名】	USHIO INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅田 史朗
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
【電話番号】	03(3242)1811(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 小林 敦之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
【電話番号】	03(3242)1811(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 小林 敦之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第44期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項につき一部訂正を要する事項がありましたので、本訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は _____ を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(訂正前)

(1)～(4) <省略>

(訂正後)

(1)～(4) <省略>

(5) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう旨および累積投票によらない旨定款に定めております。

(7) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的とするものであります。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものであります。